

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和6年5月7日（火）
午後6時00分
- ・ところ 魚津市役所第四・五・六会議室

議 事

- 第 1 議案 第 19 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 22 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和6年5月7日(火)

2. 総会の場所 魚津市役所第四・五・六会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 忍

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆

9番 住田 賀津彦 10番 大崎 章博

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

14番 石坂 誠一

5. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 10名

下中島地区 吉崎 道隆 松倉地区 政二 幸寛

上中島地区 宮坂 新太郎 下野方地区 清水 宏和

片貝地区 山本 行雄 加積地区 西田 八郎

天神地区 吉野 俊彦 道下地区 松本 謙介

経田地区 南塚 英雄 西布施地区 谷崎 雅彦

7. 議事録署名委員

8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 關口 晶子

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 小林 智樹

【開 会：午後6時00分】

議 長： それではただ今から令和6年度5月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、8番佐々木委員、9番住田委員にお願いいたします。

議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件5筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が12,400 m²です。

【議案第19号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 今ほど事務局からあったように、本来あるべき形とするため、問題ないかと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第19号は決定いたします。

議案第20号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第20号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目をご覧ください。令和4年3月25日付け許可案件についてです。

【議案第20号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての要件を満たしていると考えます。

議 長： 事務局から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第20号は意見決定いたします。

議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

7 ページ目をご覧ください。今月の申請は 3 件 3 筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,077 m²です。

【議案第21号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7 番： 1 件目については、事務局からもあったとおり、実家の近くに家を建てたいと聞いています。配られている位置図で見るよりも、実際はもっと四角い土地です。問題ないかと思います。

10 番： 2 件目については、事務局からも説明がありましたが、ここは約30年前に都市計画がおこなわれた場所に含まれております。ずっと耕作せずに維持管理されておりましたが、今回譲受人の計画があり、申請のあったものです。都市計画区域ですので、問題無いのではないかと思います。

2 番： 3 件目については、申請地の隣で畑をしていた人に話を伺いましたが、申請地は40年ほど前に所有権が変わったと思っていたそうです。申請については、今更という気もしますが、周囲の方も別に問題無いとのことであり、よろしくをお願いします。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第21号は意見決定いたします。

議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

案件の中に小坂委員に関するものが含まれておりますので、本議案の議事が終わるまで一時退室をお願いします。

（小坂委員 退室）

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全30件、71筆、135,115 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

14番： 住所が富山市の方がいるが、地元が魚津市という方であったか。

事務局： 実家が片貝地区にあります。よく田んぼをしに帰ってきているそうです。

議長： 他に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第22号は決定いたします。

(小坂委員 入室)

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外（令和5年度3月受付分）について
・最適化活動の点検・評価の公表について
・税制改正要望（案）について
・地域計画の策定に向けたスケジュール等について
・令和6年度農業委員会総会 日程変更について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後7時30分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第19号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲受人の希望により、農地の所有権を移転するものである。申請地は従前から譲受人が耕作しており、権利移転後もこれまでと同様に水稻を耕作する予定であるため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、5月1日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第21号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね30 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業実施地域内ため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、現在の新潟市の宿舎から、母の面倒を見ることができる場所での戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、借入手続き案内を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第21号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は、住環境が整っており、また共同住宅が希薄な場所に共同住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金と借入金でまかなう計画で、通帳の写しと融資可能証明を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は共同住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第21号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね54 haの一団の農地の中にあるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、以前から隣接地を住宅用地として利用しており、申請地も住宅用地との一部とする計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが住宅用地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅用地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅用地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については地下浸透とします。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		